

第101号議案

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年(2012年)11月29日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

町田市特別会計条例（昭和39年3月町田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の町田市忠生土地区画整理事業会計に係る出納について
は、平成25年5月31日まで存続するものとする。

町田市特別会計条例新旧対照表

_____部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に 掲げる特別会計を当該各号に定める目的の ため設置する。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に 掲げる特別会計を当該各号に定める目的の ため設置する。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><u>(4) 町田市忠生土地区画整理事業会計 都 市計画土地区画整理事業</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>